

特定投資家制度改革と リスクマネー供給強化について

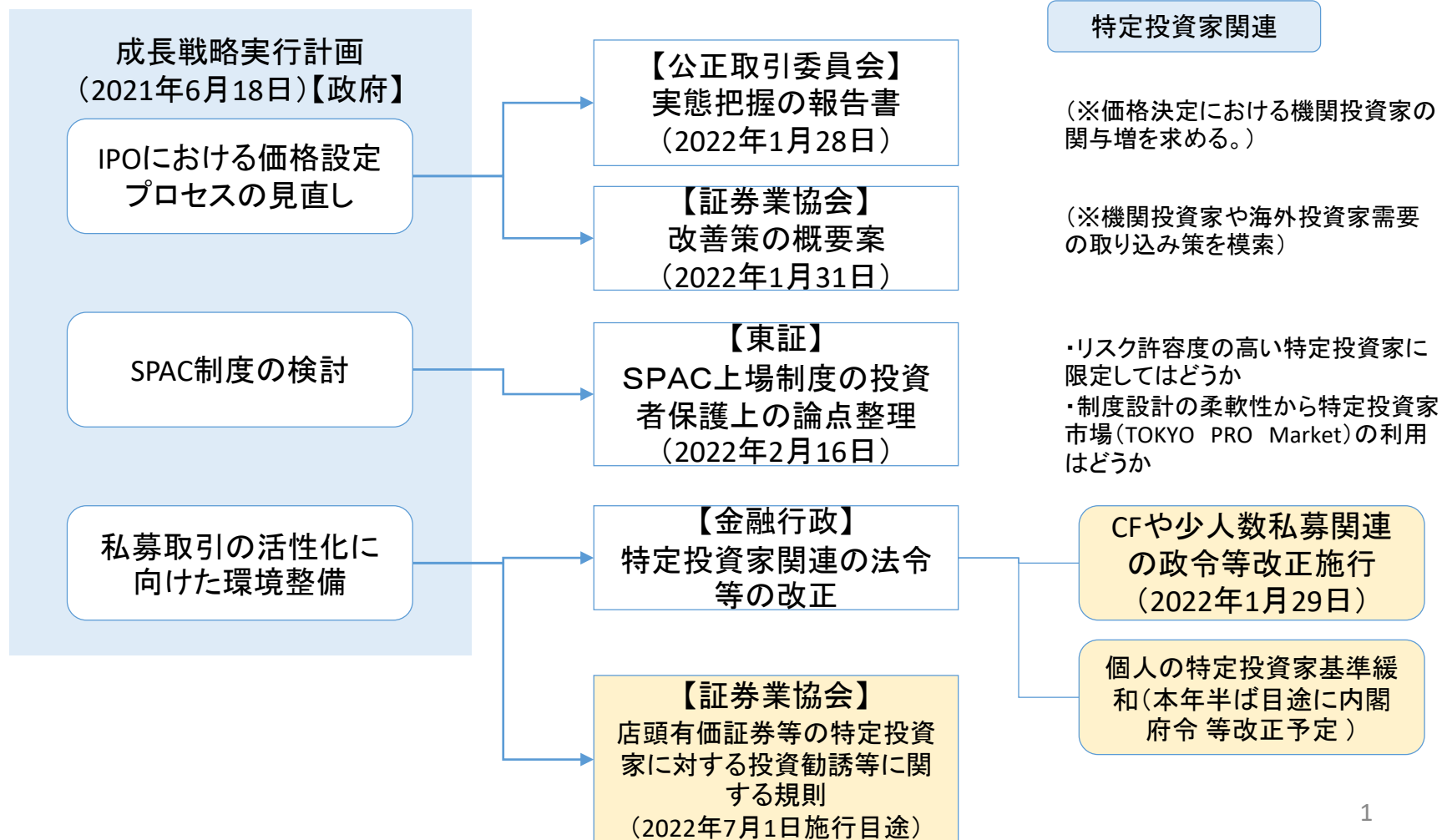
2022年2月25日



株式会社資本市場研究所きずな

成長戦略実行計画の中の特定投資家の在り方

政府による2021年度成長戦略実行計画において、資本市場関連では①IPOにおける価格設定プロセスの見直し②SPAC制度の検討③私募取引の活性化に向けた環境整備、の3点でしたが、それぞれの関係者による検討の共通するベクトルとして、相応のリスクを負うことが可能なプロの投資家(特定投資家)を活用があげられています。また、個人の特定投資家についても、プロ投資家要件をより柔軟化しようとしており、この部分は今夏にも関係法令の改正が予定されています。



特定投資家に係る政令等の改正について-1

特定投資家が新規・成長企業へリスクマネーを供給しやすいように、投資型クラウドファンディング(CF)や少人数私募関連の基準を政令で、以下のように緩和または緩和予定しています。

2022年1月施行分

CFや少人数私募関連
の政令等改正施行
(2022年1月29日)

※投資型CFにおいて、年間の発行総額(1億円未満)上限や投資上限額(50万円)から特定投資家投資分を除く

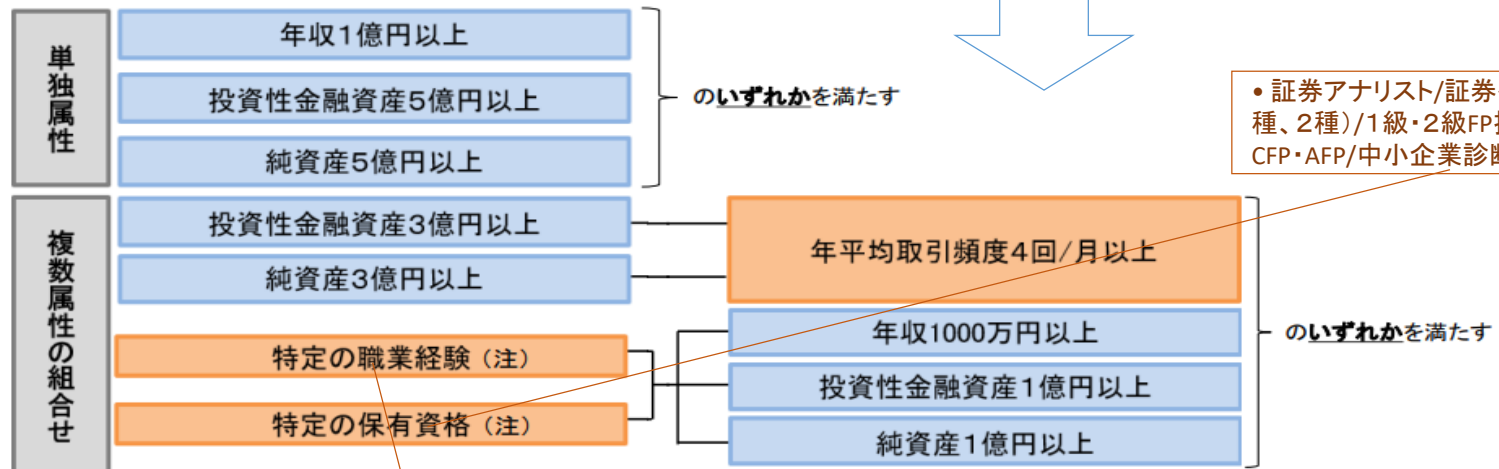
※少人数私募の取得勧誘対象者数の通算期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮

2022年半ば改正予定

個人の特定期投資家
要件の弾力化

【現状】

・純資産・投資性金融資産ともに3億円以上かつ口座開設の証券会社における取引経験1年以上



・証券アナリスト/証券外務員(1種、2種)/1級・2級FP技能士・CFP/AFP/中小企業診断士

・金融機関業務(金融商品の販売・商品企画業務/法人への投融資業務/金融資産の運用業務/金融資産の運用アドバイス業務/その他業務)、・会社経営のコンサルティング・アドバイス/経済・経営に関する教職・研究職: 以上に1年以上従事

特定投資家に係る政令等の改正について-2

2022年半ば改正予定

移行手続きの弾力化

1年以上の取引経験

※他の証券会社での取引実績も可能とする方向へ

他社での認定等の活用

※他の証券会社での特定投資家認定も活用する方向へ

更新手続き

※特定投資家認定の1年後に再度の確認が必要だが、自己申告等で代用する方向へ

特定投資家私募の
拡充

証券会社が特定投資家私募の取扱いをするにあたり発行体が提供、公表すべき特定証券情報等の具体的内容等を規定。

特定投資家私募を取り扱うことのできる証券会社の証券業協会による指定、協会員による発行体の審査、及び投資家への勧誘ルール等を整備

証券業協会の自主規制ルール

店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則【新規則】

※詳細は次頁へ

特定投資家に係わる自主規制ルールの改正について

特定投資家は、証券会社においてその口座を管理する必要がありますが、非上場株式に対する特定投資家関連の自主規制ルールを改正・新規則を策定し、2022年7月1日より施行を予定しています。（現在が、パブコメ中）

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正

※株主コミュニティへの参加に関する勧誘をできる者に「特定投資家」を追加
※発行者と協議のうえ、株主コミュニティの組成のコンセプトに応じた参加対象顧客の属性の顧客に参加勧誘を認める
※会社関係者等に取得勧誘、既存株主へ売付勧誘を認める

その他、自主規制改正

※外国株式に関しても【新規則】を準用
※店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間（取得後2年間の譲渡制限）の撤廃

店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則【新規則】

※非上場の国内の株券等、私募投資信託等について、特定投資家に対する投資勧誘に関する規定を整備
※顧客への情報提供等（特定証券情報・発行者情報の提供等）、リスク説明、取扱協会の指定、発行者に対する審査などの自主規制を以下に整備

取扱協会の指定

※内部管理体制等が整備されていることを協会が確認した証券会社のみが取扱い可能

発行者・銘柄に対する検証・審査

※投資勧誘を行う顧客の範囲について検証
※発行者の実在性、事業計画等の審査を求める

反社会的勢力排除

※反社会的勢力排除のための規定

特定証券情報/発行者情報の提供又は公表

※投資勧誘に際し、特定証券情報を提供又は公表
※保有者等に対し、事業年度ごとに発行者情報を提供又は公表

リスク・重要事項説明の充実

※取引開始時に有価証券ごとに一般的なリスクの説明及び確認書の徴求
※投資勧誘時に個別銘柄ごとに想定顧客や当該銘柄に係るリスク・重要事項の説明

地域密着型リテール証券会社にとっての特定投資家

個人の特定投資家要件の弾力化は、地域に密着したリテール証券会社にとって、今後、顧客の富裕層等のリスクマネーを新規・成長企業に向かわせる役割を担っていく契機となる可能性があります。

